

矢吹町公正な職務執行の確保等に関する条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、矢吹町職員の公正な職務執行を確保するために必要な事項を定めることにより、法令、倫理遵守を徹底するとともに、町政に対する町民の信頼を確保し、公益の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 管理職員 職員の給与に関する条例（昭和41年矢吹町条例第7号）第9条第1項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。
- （2） 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第2号、第3号及び第4号に規定する特別職の職員をいう。
- （3） 法令等 法律、法律に基づく命令、条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程その他の地方公共団体の長以外の機関の定める規則その他規程を含む。）並びに町長がその職務を執行するために定める基準をいう。
- （4） 要望等 職員以外の者が職員に対して行う町政又は当該職員の職務に関する要望、提言、提案、意見、苦情その他これらに類する行為をいう。
- （5） 不当要求行為 要望等のうち次に掲げるいずれかに該当する行為（職員の業務時間外に行われた行為を含む。）をいう。
 - ア 職員に対して、正当な理由がなく、次に掲げることを求める行為。ただし、法令等の規定に基づく手続においてなされた行為を除く。
 - （ア） 特定の者に対して有利又は不利な取扱いをすること
 - （イ） 特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること
 - （ウ） 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと

(エ) 入札の公正を害すること又は公正な契約事務の執行を妨げること

(オ) 人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害すること

(カ) 法令等に違反する行為を行うこと

イ 職員に対して、自らの要求を直接的又は間接的に実現しようとして行う次に掲げる行為

(ア) 直接的又は間接的に、職員又はその親族等の生命、身体、身分、財産等に対して危害を加える旨を伝える行為

(イ) 職員又はその親族等を侮辱し、又は名誉を棄損する行為

(ウ) 職員又は職員が使用する設備、備品等に対して、身体又は物を用いて暴行を加え、又は加えようとする行為

(エ) 職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込む脅迫的行為

(オ) 特定の職員又は町長による対応を繰り返し求める行為

(カ) 正当な理由なく長時間居座る行為

(キ) 正当な理由なく職員に付きまとう行為

(ク) その他社会的相当性を逸脱し、職員の業務に支障を生じさせる行為

（職員の責務）

第3条 職員は、矢吹町職員として自覚と誇りを持ち、公平かつ公正に職務を執行しなければならない。

2 職員は、法令等の遵守の重要性を認識するとともに、町民全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく、一部の者に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等差別的な取扱いをしてはならない。

3 職員は、職務上の権限の行使に当たっては、職務上の地位を自らの私的な利益のために用いる等町民の疑惑や不信を招く行為をしてはならない。

4 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動するとともに、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務を執行しなければならない。

5 職員は、職務上知り得た情報を適正に管理することにより、公正な職務の

執行を損なわないようにしなければならない。

（管理職員の責務）

第4条 管理職員は、その職責の重要性を自覚し、自らの資質向上を図り、率先垂範して公正な職務執行及び適正な服務規律の確保を図るとともに管理を行い、又は監督する職員に対し適切な指導及び助言を行わなければならない。

（町長の責務）

第5条 町長は、職員の資質向上及び公正な職務の執行を確保するための体制の整備、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

（町民等の責務）

第6条 町民その他職員の職務の執行に係る者は、職員による公正かつ適正な職務執行について理解し、協力しなければならない。

（不当要求行為防止対策責任者）

第7条 町長は、町の組織内における不当要求行為の予防、対策その他の措置を日常的に講じるために、不当要求行為防止対策責任者（以下「対策責任者」という。）を置く。

2 対策責任者は、矢吹町行政組織規則（昭和53年矢吹町規則第3号）第4条の2に規定する課の長、矢吹町議会事務局処務規程（昭和54年議会訓令第1号）第3条に規定する局長、矢吹町教育委員会行政組織規則（昭和42年教委規則第3号）第5条に規定する課の長をもって充てる。

3 対策責任者は、不当要求行為が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、管理又は監督する職員に対して、直ちに適切な指導、助言その他必要な措置を講じなければならない。

4 対策責任者は、その所管する組織における不当要求行為の発生状況及びその対応状況について、適切に把握しなければならない。

（公正職務審査会）

第8条 次に掲げる事項に係る調査及び審議をするため、矢吹町公正職務審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1） この条例の定めるところによりその権限に属させられた不当要求行為に係る事項

- (2) 公正な職務執行を確保するために必要な体制の整備等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公正な職務執行の確保に関し町長が必要と認める事項

2 審査会に委員長、副委員長及び委員を置く。

3 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(要望等に対する基本原則)

第9条 職員は、町民の町政への参画と協働を実現するため、町政運営に対する要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、公平かつ公正に対応しなければならない。

2 職員は、特定の者を特別に扱うことを求める要望等に対しては、他の者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由がなく、特定の者に対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適正に対応しなければならない。

【ポイント】

条例制定によって、住民が声を出せない等の萎縮をしてしまい、自らの意見や思い、要望等が言えない状況が生まれないよう、要望に対する基本原則として、職員は、要望の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止めることを基本としています。

(要望等の記録)

第10条 職員は、要望等を書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。）以外の方法により受けたときは、規則で定めるところにより、その内容を記録するものとする。この場合において、職員は、当該記録をするにあたり、不実又は虚偽の記載をしてはならない。

2 職員は、前項の規定により記録した要望等の内容を対策責任者に報告しなければならない。

(記録の例外)

第11条 職員は、前条第1項本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該要望等の内容を記録しないことができる。ただし、不当要求行為があつた場合においては、この限りでない。

(1) 要望等が公式又は公開の場で行われた場合

- (2) 要望等の用件がその場において終了し、職員が要望等に対し改めて対応する必要がない場合
- (3) 要望等が公の施設の利用者その他の関係者との間でその利用に関し日常的に行われる場合
- (4) 要望等が他の制度に基づき記録される場合
(不当要求行為等への対応)

第12条 職員は、不当要求行為を受けたと思料したときは、規則で定めるところにより記録をするとともに、対策責任者に対して、当該記録に基づき不当要求行為の内容を報告しなければならない。

2 対策責任者は、職員から前項の規定による報告を受けたときは、要望等が不当要求行為に該当するかどうかを判断した上、その結果を含めて町長に報告しなければならない。

3 町長は、対策責任者から前項の規定による報告を受けたときは、次条第1項の規定による警告（以下「警告」という。）、第14条第1項の規定による公表（以下「公表」という。）、その他不当要求行為を中止させるために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（警告）

第13条 町長は、不当要求行為が職員の公正な職務執行を妨げると認めるときは、当該不当要求行為を行った者（以下「不当要求行為者」という。）に対し、当該不当要求行為の内容その他の事項を記載した書面をもって、不当要求行為を再度行わないよう警告するものとする。

2 町長は、警告をする場合又は当該要望等が不当要求行為に該当するかどうかの判断に必要と認める場合は、あらかじめ、審査会に諮問し、その意見を求めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、対策責任者は、不当要求行為が行われた場合は、不当要求行為者に対して、注意をすることができる。

（公表）

第14条 町長は、警告をした場合において、その後も不当要求行為を受けたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 不当要求行為者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 不当要求行為の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、不当要求行為者に対してその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 町長は、前項の規定による手続を行った場合において、なお公表をしようとするときは、あらかじめ、審査会に諮問し、その意見を求めなければならない。

（関係機関への情報提供）

第15条 町長は、不当要求行為を受けたときは、必要に応じ、警察その他の関係機関に対して当該不当要求行為に係る情報を提供することができる。

（法的手段）

第16条 町長は、第13条から前条までの規定による措置を行ってもなお不当要求行為が中止されないとき、その他必要があると認めるときは、民事保全法（平成元年法律第91号）に基づく仮処分手続、民事訴訟法（平成8年法律109号）に基づく訴訟手続等により、不当要求行為を中止するよう請求することができる。

2 町長は、前項の規定による手続をとる場合には、審査会に諮問し、その意見を求めるものとする。

3 その他町長が特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、第13条から前条までの規定による措置を経ずに民事保全法に基づく仮処分手続、民事訴訟法に基づく訴訟手続等により、不当要求行為を中止するよう請求することができる。

（職員への配慮）

第17条 町長は、第12条から前条までに規定する措置を行ったことにより、職員が不利益な取扱いを受けることがないよう必要な配慮を行わなければならない。

2 町長は、職員がその正当な職務行為に起因して、不当要求行為者その他の者から不当な権利侵害を受けることがないよう配慮し、職員が不当な権利侵害を受けた場合は、当該職員に対し、援助、保護その他の必要な措置を講じるものとする。

（運用状況の公表）

第18条 町長は、規則で定めるところにより、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。